

[以下は事務局による英文からの仮訳です。御参考まで。]

訳注: ジェトロ・バンコクセンター訳は「危険物管理法」であるが、ここでは「有害物質法」とした  
なお、巻末の省令と布告は、ジェトロの和訳のまま掲載した。

(原文) พระราชบัญญัติ วัตถุอันตราย พ.ศ. 2535 (1992)  
[http://www.diw.go.th/diw\\_web/html/versionthai/laws/act2.asp](http://www.diw.go.th/diw_web/html/versionthai/laws/act2.asp)  
(原文) พระราชบัญญัติวัตถุอันตราย (ฉบับที่ 3) พ.ศ. 2551 (2008)  
[http://slc.mnre.go.th/ewt\\_dl\\_link.php?nid=360](http://slc.mnre.go.th/ewt_dl_link.php?nid=360)

(英文) HAZARDOUS SUBSTANCE ACT B.E. 2551 ;2544;2535 (2008;2001;1992)  
[http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hazsubact2535.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hazsubact2535.pdf)

## 有害物質法B.E.2535(改2008;改2001;1992)

[注]

- (1) 有害物質法 (No.2) B.E.2544(西暦 2001)で追加。
- (2) 有害物質法 (No.2) B.E.2544(西暦 2001)で修正。
- (3) 有害物質法 (No.3) B.E.2551(西暦 2008)で追加。
- (4) 有害物質法 (No.3) B.E.2551(西暦 2008)で修正。
- (5) 有害物質法 (No.3) B.E.2551(西暦 2008)で廃止。

**第1条** この法律を有害物質法BE2535(西暦1992)と呼ぶ。

**第2条** この法律は官報公示日の翌日から施行する。

[注: 官報 Vol. 109, Part 39, B.E. 2535 (1992)年 4 月 6 日]

**第3条** 以下を廃止する;

- (1) 毒物法 BE2510(西暦1967)。
- (2) 毒物法(第二版)BE2516(西暦1973)

**第4条** この法律において;

「有害物質」とは以下を意味する。

- (1) 爆発物。
- (2) 可燃物。
- (3) 酸化物、過酸化物。
- (4) 毒物。
- (5) 病原物質。
- (6) 放射性物質。

(7) 変異原性物質。

(8) 腐食性物質。

(9) 刺激性物質。

(10) 人、動物、植物、財産、環境に有害な化学物質やその他の物質。

「製造」とは、製作、練る、配合、混合、変性、再包装、包装を意味する。

「輸入」とは、タイ王国内に持ち込む又は持ち込ませること、又は通過させることを意味する。

「輸出」とは、タイ王国外に送り出す又は送り出させることを意味する。

「売却」とは、商業上の利益のために売却すること、流通させることを意味するほか、販売のための所有することも意味する。

「所有」とは、所有者自らの又は他者のために所有、販売、輸送、使用又はその他の目的での所有を意味するほか、所有地内に放置すること、存在することも意味する。

「ラベル」とは、有害物質又は有害物質の容器や包装に添付された或いは記入された又は添えられた絵図、記号、情報を意味するほか、有害物質の使用指示も意味する。

「化学兵器禁止条約」とは、B.E.2536(西暦1993)年1月13日に署名が開始された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約を意味する。<sup>(1)</sup>

「委員会」とは、有害物質委員会を意味する。

「所管権限者」とは、この法令に基づく執行のために責任大臣が任命した者を意味する。

「責任大臣」とは、第19条に基づき有害物質の管理責務を委任された官庁の大臣を意味する。

**第5条** 国防大臣、農業・協同組合大臣、運輸大臣、科学技術環境大臣、工業大臣、内務大臣、厚生大臣は、本法の施行において、有害物質管理委員会の書記官及び副書記官の業務を管理、促進、監督しなければならない。<sup>(4)</sup>

工業大臣は、本法の末尾にある料金を超えない範囲での手数料の決定及び廃止、及びその他の事項を採用する省令を制定する権限及び本法の施行の告示を指示する権限を有する。

責任大臣は、権限者を任命する権限、及び本法の告示を指示する権限を有する。

その省令または告示は官報公示をもって施行することができる。

## 第1章 有害物質管理委員会

**第6条**<sup>(4)</sup> 工業省事務次官を委員長、警察局長、陸上輸送局長、国内通商局長、医療局長、公害管理局長、エネルギー事業局長、漁業局長、畜産開発局長、農務局長、医科学局長、農業拡張局長、食料医薬品管理局長、原子力平和利用事務局長、工業製品規格事務局長、国防省代表、運輸省代表、農業・食料品規格局長及び内閣が任命した10人以内の有識者を委員とした有害物質管理委員会を設置する。工場局長を委員兼書記とし、エネルギー事業局代表、工場局代表、農務局代表、食料医薬品管理局长代表および原子力平和利用事務局代表を書記補とする。

第1項で内閣によって任命される有識者委員は、化学、科学、工学、農学、法律に係る専門知識、業績、経験を有していなければならない。その内、少なくとも5人の有識者委員は公衆衛生保護、消費者保護、持続的農業、有害廃棄物管理のための公益団体を代表する者でなければならない。

**第7条** 委員会は以下の権限と職務を有する。

- (1) 内閣に承認された全ての関係省庁が順守しなければならない有害物質管理に関する政策策定、施策決定および計画策定を行う。<sup>(4)</sup>
- (1/1) 第18条第2項及び第36条第1項に基づく告示の公示に関して工業大臣に意見具申する。<sup>(3)</sup>
- (2) 第20条、第20/1条、第36条第3項、第37条第2項、第43条、第44条及び第47条(5)に基づく告示を発することに関して責任大臣に意見具申する。<sup>(4)</sup>
- (3) 第18条第2項及び第36条第1項に従った告示の規定に関して工業大臣に進言する。
- (4) 第20条、第36条第3項、第37条第2項、第44条及び第47条(5)に従った告示の指示に関して責任大臣に進言する。
- (5) 有害物質の登録又は登録の取消しに関して所管権限者に助言する。
- (6) 有害物質に関連する事項に関して、責任大臣、工業大臣、責任官庁及び所管権限者に助言、進言する。
- (7) 有害物質により被害を受けた者からの苦情を審査する。
- (8) 有害物質の情報を公衆に通知、広報する。このとき有害物質のリスト又は関係事業者のリストを明示することもできる。
- (9) 所管権限者、政府機関がその権限の行使と職務の遂行において、法律が規定したように、有害物質に係る責任を果たすように監督、進言、連絡する。
- (10) 有害物質の管理及び有害物質による被害の防止、浄化に関して、政府諸機関の職務遂行上のガイドラインとするため、工業大臣を通じ内閣に意見を提出する。
- (11) 法律によって、委員会の権限及び職務であると規定されたその他の活動を行う。

**第8条**<sup>(4)</sup> 有識者委員の任期は1期2年とし、2期まで再任されることができる。

**第9条** 第8条に基づく任期満了による退任とは別に、有識者委員は以下の時に退任する：

- (1) 死亡；
- (2) 辞任；
- (3) 欠陥、職務背任、不名誉行為、無能力の理由で内閣による解任；
- (4) 破産者；
- (5) 無能力者、または準無能力者；又は
- (6) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪である場合を除く。

**第10条** 有識者委員の任期中に増員、交替のために新たな有識者委員を任命する場合、新たに任命された有識者委員の任期は、先に任命された委員と同じとする。

**第11条** 有識者委員の任期が切れたものの、新委員がまだ任命されていない場合、任期が切れ

た委員は新委員が任命されるまでその任にとどまることとする。

**第12条** 委員会の会議は全委員の過半数の出席をもって成立する。委員長が会議に出席しない場合は、出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

決定は多数決による。委員1人は1票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。ある件について個人的な利害関係を有する委員は、その件について投票する権利を失う。

**第13条** 委員会は、委員会によって委任された活動を審議、執行する小委員会を任命する権限を有する。

委員会は小委員会の定足数や進め方について規定する。

**第14条** 委員会または小委員会は職務遂行に当たり、必要に応じ、ある者に証言させるために、または書類、物品を提出させるために召喚状を出す権限を有する。

## 第2章 有害物質管理

**第15条** 有害物質管理について規定する法律がある場合、その法律を優先して適用するが、その法律の施行責任を有する主務大臣の許可を得た場合、委員会はその法律に代えて、特定の期間又は条件において、本法を適用する決定することができる。

第1項に基づく決定は、その法律の主務大臣が官報で公示した時に施行することができる。

**第15/1条<sup>(1)</sup>** 議決案を承認する場合、委員会が提案する場合、他の法律の責任大臣の許可を与える場合、本法の施行のための工業大臣又は責任大臣の告示を発する場合において、化学兵器禁止条約及びその他の国際条約の義務について配慮しなければならない。

**第16条** 人、動物、植物、財産、環境に危険が及ぶのを防止するために必要である場合、省令をもって有害物質の所有、廃棄、使用を禁止する領域を指定することができる。

**第17条** 有害物質の外国における存在、輸入、国内生産、輸送、使用、分解及びその他関連事項に関する有害物質情報の収集及びサービスのための官-民機関の有害物質情報に関する連携センターとして、工業省に有害物質情報センターを設置する。

**第18条** 管理の必要上から有害物質を以下のように分類する：

- (1) **タイプ 1** (第1種) 有害物質： 規定された基準と手続きに従って製造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。
- (2) **タイプ 2** (第2種) 有害物質： 所管権限者に届け出た上で、規定された基準と手続きに従って製

造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。

(3) **タイプ 3** (第3種) 有害物質: 許可を得た上で、製造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。

(4) **タイプ 4** (第4種) 有害物質: 製造、輸入、輸出、所有が禁止された有害物質。

人、動物、植物、財産、環境への危険が及ぶのを防止するために、工業大臣は委員会の意見具申により、有害物質の名称又は品質認定、有害物質の分類タイプ、申請期間、有害物質管理の責任機関を官報で公示する権限を有する。

**第19条** この法令の施行のために、中央行政省庁の部局が有害物質管理の責任機関となるべく要請された場合、有害物質に関する全て又は一部を施行する権限と責務を有する機関を指名する第18条第2項に基づいた告示を指示するために、委員会は工業大臣に意見具申しなければならない。このとき専門性、人員規模、主業務との関係、責務の仕事量を勘案しなければならない。

委員会が別の意見である場合、要請された当該機関の監督大臣は30日以内に委員会に対し確認するとともに、工業大臣に提案されて内閣で決定する。

**第20条** 責任大臣は委員会の意見をもとに以下について官報で公示する権限を有する;

(1) 有害物質の量、構成成分、特性、添加物、容器、容器検査、ラベル、製造、輸入、輸出、販売、輸送、保管、除去及び廃棄、有害物質容器の取り扱い、及び国際条約、協定を勘案しつつ、人、動物、植物、財産、環境への危害を管理、防止、軽減、抑制するための有害物質に係る試料やその他の事項に関する報告、提出<sup>(4)</sup> ;

(1/1) 有害物質に関する技術の移転及び事業上における環境、健康及び衛生、生命や財産への損害に対する安全を保証する技術の移転<sup>(3)</sup> ;

(2) 上記(1)と(1/1)の実行のための専門家又は責任者<sup>(4)</sup> ;

(3) 有害物質の主成分の重量についての標準偏差;

(4) 当該有害物質の登録手続き;

(5) 有害物質の名称又は特性、及び第36条に基づいた免除。

**第20/1条<sup>(3)</sup>** 有害物質に関して実行する専門家又は責任者は、官報に公示されたように委員会の進言によって責任大臣によって規定された規則、手続き及びその他の条件を遵守しなければならない。

**第21条<sup>(3)</sup>** **タイプ1** (第1種) 有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は第20条(1)、(1/1)、(2)、(3)に基づいて出された責任大臣の告示に従わなければならない。

**第22条<sup>(3)</sup>** 第36条の規定に従って、**タイプ2** (第2種) 有害物質の製造、輸入、輸出、所有は禁じられる。ただし、当該行為について事前に所管権限者に届け出た場合を除く。

ある物質が**タイプ2**有害物質であると告示された時には、当該有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は、その時点で行なっていた自己の業務内容を、当該告示で規定された期限内に所管権限者に届け出なければならない。

第1項又は第2項に基づく情報を受け取った時は、所管権限者はその届出を作成した者へ受領証を作成しなければならない。この受領証はそれに記載されている期間を通じて有効であるが、発行日から3年以内とする。

届出書の作成、受領証の発行及び受領証の更新申請とその許可は、責任機関によって官報に公示された規則と手続きに従わなければならない。

**タイプ2**有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は第20条(1)、(1/1)、(2)、(3)に基づいて出された責任大臣の告示に従わなければならない。

**第23条** 第36条の規定に従って、**タイプ3**(第3種)有害物質の製造、輸入、輸出、所有は禁じられる。ただし、所管権限者から許可を得た場合はその限りではない。

許可申請及びその許可は省令で規定した基準及び手続きに従う。当該省令には、許可できる場合とできない場合を明確に規定しなければならない。ただし、その予測が困難な場合と許可審理期間を明確に規定できる場合を除く。

**タイプ3**有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は第20条(1)、(1/1)、(2)、(3)に基づいて出された責任大臣の告示に従わなければならない。<sup>(4)</sup>

**第24条** ある物質が**タイプ3**有害物質であると告示された時には、当該有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者は、当該告示が規定した期限内に第23条に基づき許可申請する。申請中においてその者は、所管権限者がその申請を却下するまで事業を継続することができる。

**第25条** すでに発行された許可書について、その後、本法または状況が変化した時、または安全保護のための重要な事由がある時、許可書発行権限を持つ所管権限者は必要に応じて許可書にある条件を改訂する権限を有する。

**第26条** 本法に基づき発行された許可書は、許可書に示された期間のみ有効とする。ただしその期間は許可書発行日から3年以内とする。

**第27条** 許可書期限の更新を希望する許可書取得者は、期限切れの前に申請しなければならない。当該申請を出した時、申請者は許可書取得者とみなされ、所管権限者がその許可書の更新を拒否するまで事業を続行することができる。

許可書の更新申請と更新許可は省令で規定した基準及び手続きに従う。

**第28条** 所管権限者が許可書発行または許可書更新を拒否した場合、許可申請者または許可書更新申請者は、所管権限者から拒否の通知書を受け取った日から30日以内に、責任大臣に不服を申し立てる権利を有する。責任大臣の決定は最終的なものとする。

**第29条** 所管権限者が許可書更新を許可しない時、あるいは責任大臣が許可書更新の不服申立てを却下した時、許可書更新申請者は、許可書更新不許可または責任大臣の不服申立て却下決定を知った日から3か月以内に、所有する有害物質を売却することができる。当該期限を超過した場合は、第52条第2項、第3項、第4項を準用することとする。

**第30条** 許可書または有害物質登録書が紛失、かすれ、重要部分について損壊した時には、許可書取得者は、紛失、かすれ、損壊を知った日から15日以内に所管権限者に許可書または登録書の代用書類の発行を申請しなければならない。

**第31条** 3か月以上有効な許可書を持つ者は、その許可書に示された事業所の公開された、見やすい場所に許可書を掲示しなければならない。

**第32条** 許可書取得者にこの法令に対する違反、不履行があったことが明らかである場合は、所管権限者は1年以内の妥当な期間、その許可書の使用停止を命じる権限を有する。また、重大な事例の場合は、許可書取り消しを命じることもできる。

**第33条** 第32条に基づき許可書の使用停止又は取り消しを命じられた者は、その命令を知った日から30日以内に、責任大臣に不服を申し立てる権利を有する。責任大臣の決定は最終的なものとする。

第1項に基づく不服申立ては、許可書使用停止又は取り消しを猶予するものではない。

**第34条** 第32条に基づき許可書の使用停止又は取り消しを命じられた者は、許可書取り消し命令または責任大臣の不服申立て却下決定を知った日から3か月以内に所有する有害物質を売却することができる。当該期限を超過した場合は、第52条第2項、第3項、第4項を準用する。

**第35条** 許可書取り消しを受けた者は、許可書取り消しを受けた日から5年が経過するまでは、新たに許可を申請することはできない。

**第36条** 工業大臣は委員会の意見をもとに、その製造工程及び特性が危害を引き起こす可能性がある有害物質のリストを官報で公示しなければならない。

第1項のリストで規定された有害物質以外の**タイプ2**(第2種)又は**タイプ3**(第3種)の有害物質は、

製造又は輸入に先立って、所管権限者に登録申請しなければならない。登録証を受け取った時には、第 22 条に基づいて製造、輸入することができる、又は、その製造、輸入のための許可書は第 23 条に基づいて発行される。ただし、その有害物質が他の者によって既に登録されていること又はその他のしかるべき理由があることによって登録を免除する責任大臣の告示がある場合に限る。有害物質登録書の有効期限は登録日から6年以下とする。<sup>(4)</sup>

有害物質の登録申請及び有害物質登録書の発行と更新は、責任大臣が委員会の意見をもとに規定し、官報で公示した規則及び手続きに従うものとする。<sup>(4)</sup>

**第37条** 登録するにあたってそのサンプルの製造又は輸入が必要な有害物質の場合には、又は登録のために提出しなければならない有害物質の製造に用いる目的で輸入しなければならない別の有害物質の場合には、及び許可又は登録に先だって製造又は輸入することが法律によって要求されている有害物質の場合には、その法律で規定されている手続きの免除に関する本法に基づき、登録申請者は当該有害物質の製造又は輸入を所管権限者に許可申請することができる。

第1項に基づく製造又は輸入は、責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示した基準及び手続きに従う。

**第38条** 委員会が以下の様に判断した時、所管権限者は有害物質の登録を行うことができない：

- (1) 登録申請された有害物質には、登録申請に示された効能がない。あるいは使用された場合、人、動物、植物、財産、環境に通常の方法では防止できない危険が及ぶ。
- (2) 登録申請された有害物質の名称に誇張、不正確さがある、あるいは不当表示になる。
- (3) 登録申請された有害物質が偽りである。または所管権限者によって登録取り消しが命じられた有害物質である。

所管権限者の登録受理却下命令は最終的なものとする。

**第39条** 人、動物、植物、財産、環境の保護ために、所管権限者は委員会の助言をもとに必要に応じて有害物質の登録内容の改定を命じる権限を有する。

**第40条** 登録された後に登録されたような利益がなくなった有害物質、又は使用された場合に人、動物、植物、財産、環境に通常の方法では防止できない危険が及ぶ有害物質については、所管権限者は委員会の助言をもとに、そのような有害物質の登録を取り消す権限を有する。所管権限者の登録取消し命令は最終的なものとする。

有害物質の登録取り消しにあたって、そのような有害物質の製造、輸入、輸出又は所有する権利は消滅するものとする。

**第41条** 登録を取り消された有害物質の所有者は、その有害物質を破棄するか、所管権限者が規定した期限内に所管権限者の命令に基づいた方法で処理しなければならず、第52条第2項、第3項、



第4項を準用する。

#### 第42条<sup>(5)</sup> 廃止

**第43条<sup>(4)</sup>** **タイプ4**(第4種)有害物質の製造、輸入、所有を禁じる。ただし、実験室で標準物質として使用される場合及び責任官庁によって許可書がある場合を除く。許可書の申請及び付与は責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示した規則、手続き及び条件に従う。

工業大臣がある物質が**タイプ4**(第4種)有害物質であることを公示した場合、その有害物質の製造者、輸入者、所有者は所管権限者の命令に従わなければならない。この場合、第41条を準用する。

**第44条** 責任大臣は委員会の意見をもとに、以下の有害物質について、責任大臣が該当すると考える本法の全部または一部を免除することを公示する権限を有する。

- (1) その特性又は量によって起こされる危害が小さい有害物質、又は本法に基づく種々の措置の施行にもかかわらず不当な負担を被らせる有害物質
- (2) 適切に指定された省、庁、局、地方官庁、国営企業、政府機関、タイ赤十字又はその他の機関が所有する有害物質。

**第45条** 以下の**タイプ1**(第1種)、**タイプ2**(第2種)、**タイプ3**(第3三種)有害物質の製造、輸入、輸出、所有を禁じる：

- (1) 偽りの有害物質。
- (2) 基準外の有害物質。
- (3) 品質が劣化した有害物質。
- (4) 登録が必要でありながら登録されていない有害物質。
- (5) 登録を取り消された有害物質。

第1項の下での所有は、破棄のための所有、所管権限者への提出のための所有、又は本法の下での他の目的のための所有は含まない。

**第46条** 第45条に基づく有害物質を所有する者は、その有害物質を破棄しなければならない、または所管権限者に届け出なければならない、あるいは第20条(1)に基づいて公示され、規定された基準及び手続きに従って所管権限者に提出しなければならない。

**第47条** 以下の有害物質または物質は偽の有害物質と見なす。

- (1) 全部または一部が有害物質を模造した物質。
- (2) 他の物質の名称を表示した有害物質、または事実より長い有効期限を表示した有害物質。
- (3) 事実でない製造者の名称又は商標、又は製造場所を表示した有害物質。
- (4) 事実はそうでないにもかかわらず登録したことを表示した有害物質。

(5) 責任大臣が委員会の意見をもとに官報公示し、規定した第20条(3)に基づく誤差基準よりも主成分が過少、または過大である有害物質。

**第48条** 以下の有害物質は基準外の有害物質とみなされる。

- (1) 第20条(3)に基づく誤差基準よりも主成分が過少、または過大であるが、第47条(5)に基づく規定の水準には達しないで製造された有害物質。
- (2) 有害物質の性質にとって必須な純度、混合物、その他の特性が、規定されたまたは登録された基準から逸脱して製造された有害物質。

**第49条** 以下の有害物質は変質した有害物質とみなす。

- (1) ラベルに示された使用期限を超過した有害物質。
- (2) 第47条(5)に基づく偽の有害物質または基準外の有害物質と同様の特性を有すると添付された有害物質。

**第50条** 委員会はラベルが第20条(1)に合致していないと判断した時、委員会は製造者又は輸入者に対し、そのラベルの使用禁止又は是正を命じる権限を有する。

**第51条** 有害物質の広告の規制は消費者保護法に基づく。したがって、広告の規制のために、第20条(1)に基づいて採用されたラベルの有害物質は、消費者保護法を準用してラベルを規制する委員会によって規制されたラベルの商品とみなす。

**第52条** 有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者で、この法令に違反したこと又は遵守に失敗したことが明らかになった時、所管権限者はその者に対し、違反行為をやめさせ、修正・改善させ、又は本法を遵守するよう命じる権限を有する。合理的な理由がある場合、所管権限者はその者に対し、その有害物質を製造者または送り主に返却するよう命じ、あるいは所管権限者が規定した規則、方法、条件に基づき、適切に行動するよう命ずることができる。<sup>(4)</sup>

第1項の場合、当該有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者が能力欠如またはその他の理由で是正できないことが明らかであれば、当該有害物質を分解するために又は当該有害物質によって生じる危険性を考慮した上で適切な処理を行うために、所管権限者はその者に対して、当該有害物質を指定した場所に提出するよう命じる権限を有する。

当該有害物質が売却できる場合は、所管権限者は提出を受けてから3か月以内に競売に付すか、政府機関に売却する。売却金は保管、販売及び関係費用を差し引いた上で持ち主に返還するために保持する。三か月以内に売却できない場合は、所管権限者がそれ以上の保存延長は危険であり、あるいは負担が大きすぎると判断すれば、分解又は適切な処理を命じる権限を有する。

有害物質が分解又は適切な処理をしなければならない場合に、発生した費用は有害物質の所有者が国に支払う、または弁済するものとする。

**第52/1条<sup>(3)</sup>** 有害物質の製造者、輸入者、輸出者、所有者が事業を行うにあたって、事業場及びその周辺に居住又は所在する人又は財産に有害で、損害を与え、刺激することが明らかな場合、所管権限者はその者に所管権限者が規定した規則、方法、条件に基づいて是正するように命ずることができる。

**第53条<sup>(5)</sup>** 廃止

**第54条** 所管権限者は職務遂行上、以下の権限を有する。

- (1) 有害物質、有害物質容器、帳簿、書類、その他有害物質に係る物品を調べるため、有害物質に係る事業所、有害物質製造所、有害物質保管所、またはこれらに類似の場所と思われる場所に、日照時間内または当該場所の営業時間内に立ち入る、又は有害物質を積載したあるいは積載していると思われる輸送車両に立ち入ること。
- (2) 調査サンプルとするために有害物質または有害物質と思われる物質を適量持ち出すこと。
- (3) この法令への違反があると信じられる合理的な理由がある場合、有害物質、有害物質容器、帳簿、書類、関係物品の搜索、収容、押収、差し押さえを行うこと。
- (4) 審査のために何らかの者をして証言させ、あるいは書類または物品を提出させるための召喚状を発行すること。

**第55条** 第54条(3)に基づき押収又は差し押さえられた有害物質、有害物質容器、帳簿、書類、及び物品が損壊しやすいものである、あるいは保管が損害または危険につながるか、費用がその物品の価値を超える場合、所管権限者は当該有害物質によって生じる危険性を考慮して、廃棄または適切な処理を行う権限を有する。このとき第52条第3項、第4項を準用する。

所管権限者が押収又は差し押さえられた物品が第88条に基づき没収しなければならない財ではないと審査の上で判断した、あるいは検事官が不起訴を決定した場合、所管権限者は遅滞なく差し押さえを解除する、あるいはその有害物質、有害物質容器、帳簿、書類、物品を、返還されるべき者に返還する。

押収、差し押さえた物品の返還、または売却金の返還があった場合、書留郵便で返還を受けることのできる者の住所に返還を通知する。返還を受けることのできる者が判らない、あるいは判っているが住所が判らない場合は、その物品を押収、差し押さえた土地で発行されている新聞一紙に広告したとき、あるいは新聞広告が返還物品の価値から見て見合わなければ、その土地の地区役所に15日以上掲示したとき、新聞広告から7日間が経過した時点、または地区役所での掲示期限が経過した時点で通知したものと見なす。

返還を求める者は、新聞広告によって生じた国の諸経費を、その額の20%の割増金と共に弁済しなければならない。

返還を受けることのできる者を探し出せず返還できなかった場合は、その物品または金銭を保持する。返還を受けることのできる者に通知してから1年以内に、その者が受け取りに現れなかった場合は国が没収する。

**第56条** 所管権限者は、職務遂行において身分証明証を関係者に提示しなければならない。所管権限者の身分証明証は責任大臣が規定した様式に従う。

### 第3章 民事上の義務及び責任

**第57条** この章の規定は他の章の規定または他の法律の規定下にある者の民事上の義務及び責任を取り消したり、制限するものではない。

**第58条** この章に基づく義務及び責任を規定するために、工業大臣はこの章の規定にしたがって有害物質と見なされる物質を官報で公示規定する権限を有する。

**第59条** 有害物質の製造者は、製造で使用する物質の調達、信頼できる製造方法及び工程の採用、使用、移動、輸送のための堅固で安全な容器の調達、危険性をはっきり示すラベルの用意、適切な保管、当該有害物質の配送引受人または配送引受予定人の適正査定に注意を払わなければならない。

**第60条** 有害物質の輸入者は、製造者の選定、有害物質の性質の調査、容器及びラベルの適正の査定、輸送手段及び運搬人の選定、適切な保管、当該有害物質の配送引受人または配送引受予定人の適正査定に注意を払わなければならない。

**第61条** 有害物質の運搬人は、輸送に使用される物品または輸送車両及び設備、容器及びラベルの適正、輸送方法の適正、輸送車両への積載量の適正、運搬人の使用人または協働者に注意を払わなければならない。

**第63条** 有害物質の製造者、輸入者、運搬人、所有者は、自ら保有する有害物質によって発生した損害に責任を負わなければならない。ただし、不可抗力により損害が生じた場合、あるいは被害者の過失により生じたことが証明できる場合はその限りではない。

**第64条** 有害物質の売却人または配送人は、その有害物質により発生した売却、配送相手の損害に責任を負わなければならない。ただし、不可抗力により損害が生じた、あるいは被害者の過失により生じたことが証明できる場合はその限りではない。

**第65条** 雇用者、当事者、雇用責任者または事業主は共同して、第63条または第64条に基づく者が就労中に犯した不正行為の結果の責任を負わなければならないが、当該人から補償を受ける権利を有する。ただし、当該人が結果的に直接不正行為を行った人を頼み、選択し、管理したのが過失で

ある場合はその限りではない。

**第66条** 製造者、輸入者、卸売人、小売人、仲買人及び製造者から第63条または第64条に基づく過失が発生した時の責任者に到るまでの全ての段階での売却に関わる者は、その過失結果に共同で責任を負わなければならない。

**第67条** 本法に基づく有害物質により発生した損害の賠償請求権は、被害者が損害、原因である有害物質の存在及び損害賠償をすべき者を知った日から3年が経過した時に時効となる。賠償金を支払うべき者と受け取る権利を有する者の間で支払われるべき賠償金に係る協議が行われている場合、その協議が合意できないことが明らかになるまで時効は停止する。

**第68条** 第63条、第64条、第65条、第66条に基づく責任を負わなければならない者で、すでに被害者に対し賠償金を支払った者は、有害物質を被害者へ送達した者や被害者の従業員、及び製造者に到るまでの当該有害物質の送達の全ての段階に関係する者に対し、償還請求する権利を有する。その賠償請求権は自ら賠償金を支払った日から3年以内に行使しなければならない。ただし、請求権を行使する者が過失の発生を意図的に又は怠慢によりもたらした者である場合は、その者は自らの責任を超えた部分に対してのみ請求する権利を有する。

**第69条** 有害物質が人、動物、植物、環境に被害を及ぼした場合、もし国がその被害の救済、移動、処理、移送、除去のために費用を支払う損害を被ったときは、又はそれが持ち主のいないもの又は天然資源又は国有財産への被害であるときは、当該有害物質の監督責任がある機関からの訴えに基づいて、検察官は国の損害への賠償金請求で告訴する権限を有する。

## 第4章 罰則規定

**第70条** 第14条に基づく委員会または小委員会の命令に従わず、あるいは第54条(4)に基づく所管権限者の召喚状に従わず、証言しなかった、または書類、物品を提出しなかった者は、1ヶ月以内の懲役、または1万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第70/1条<sup>(3)</sup>** 第20/1条に従わなかった者は、6ヶ月以内の懲役、または5万バーツ以下の罰金あるいはその併科に処する。

**第71条<sup>(4)</sup>** 第21条、第22条第3項、第41条、第43条に従わなかった者は、6か月以内の懲役、または5万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第72条** 第22条第1項に違反した、あるいは第22条第2項又は第23条第3項に従わなかった者は、1年以内の懲役、又は10万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第73条** 第23条第1項に違反した者は、2年以下の懲役、または20万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第74条** 第43条第1項に違反した者は、10年以下の懲役、または100万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項に基づく違反が当該有害物質の輸入者、輸出者、所有者の過失行為であったときは、80万バーツ以下の罰金に処する。

**第74/1<sup>(1)</sup>** 化学兵器禁止条約に掲載され、第18条によって工業大臣が公表した毒性化学物質の製造に用いられる毒性化学物質である**タイプ3**(第3種)や**タイプ4**(第4種)の有害物質に関して、第73条又は第74条による処罰対象の違法行為に従事した者は、その違反の主犯に科せられる罰金の責任を負わなければならない。

**第74/2<sup>(1)</sup>** 化学兵器禁止条約に掲載され、第18条によって工業大臣が公表した毒性化学物質の製造に用いられる毒性化学物質である**タイプ3**(第3種)や**タイプ4**(第4種)の有害物質に関して、第73条又は第74条による処罰対象の違法行為であり、違反者がタイ国籍を有する場合、違反が国外で行われた場合であっても、違反者はタイ国内で罰せられるものとする。

当該違反者は、その違反について以下の場合には、タイ国内では罰せられないものとする；

- (1) 外国の裁判所で無罪の最終判決がある場合；又は
- (2) 外国の裁判所で有罪の判決があり、受刑を完了している場合。

当該受刑者が外国の裁判所の判決に基づいた刑を一部分完了しているが、完全には完了していない場合、当該裁判所は、既に完了した受刑分を考慮して、その違反に対して法律によって科せられるよりも減刑すること、又は刑を免除することができる。

**第75条** 通常の合理的な防止方法なしでは害を引き起こす可能性があるために登録を取り消された場合における第45条(1)又は第45条(5)の違反者は、その違反が**タイプ3**(第3種)有害物質に関する場合は、7年以下の懲役又は70万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項の違反が当該有害物質の輸入者、輸出者、所有者の過失行為であったときは、50万バーツ以下の罰金に処する。

**第76条** 登録された効能がないために登録を取り消された場合における第45条(2)または第45条(5)の違反者は、その違反が**タイプ3**(第3種)有害物質に関する場合は、5年以下の懲役又は50万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項の違反が当該有害物質の輸入者、輸出者、所有者の過失行為であったときは、40万バーツ以下の罰金に処する。

**第77条** 第45条(3)の違反者は、その違反が**タイプ3**(第3種)有害物質に関する場合は、1年以下の懲役、または10万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項の違反が過失行為であったときは、8万バーツ以下の罰金に処する。

**第78条** 第45条(4)の違反者は、その違反が**タイプ3**(第3種)有害物質に関する場合は、3年以下の懲役、または30万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第79条** 第75条、第76条、第77条、第78条の違反が**タイプ2**(第2種)有害物質に関する場合、違反者は各条項で規定された刑罰の3分の2の刑罰に処する。

**第80条** 第75条、第76条、第77条、第78条の違反が**タイプ1**(第1種)有害物質に関する場合、違反者は各条項で規定された刑罰の2分の1の刑罰に処する。

**第81条** 第30条又は第31条を遵守しなかった許可書取得者は、1万バーツ以下の罰金に処する。

**第82条** 虚偽内容のラベルを作成又は使用して、自己又は他者に属する有害物質に係る原産地、性質、品質やその他の本質的な事項について意図的に誤解をもたらした者は、あるいは誤解が生じることを知りながら虚偽の内容のラベルを作成した又は使用した者は、1年以下の懲役、または10万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項の違反者が第1回目の違反から6ヶ月以内に再び同違反をなした場合は、2年以下の懲役、または20万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第83条** ラベルなしで、又はラベルがあってもラベルやラベル表示が不適正なまま、有害物質を販売した者、あるいは第50条で委員会が使用を禁止した、又は是正を命じたラベルを持つ有害物質を販売した者は、6ヶ月以下の懲役、または5万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第1項の違反が過失によるものであれば、違反者を4万バーツ以下の罰金に処する。

第1項の違反が製造者または輸入者によるものであれば、違反者を1年以下の懲役、または10万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第84条** 第2章の内容規定に基づく何らかの有害物質において、意図的に、または不注意により、違法なラベルの作成を請け負った、あるいは違法なラベルの貼付を請け負った、あるいは合法なラベルの重要部分の損壊を請け負った者は、6ヶ月以下の懲役、または5万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

**第85条** 第52条第1項に従わなかった者は、3ヶ月以下の懲役、または3万バーツ以下の罰金、あ

るいはその併科に処する。

**第85/1条<sup>(3)</sup>** 第52/1条の所管権限者の命令に従わなかった者は、3ヶ月以内の懲役または3万バーツの罰金、あるいはその併科に処する。

**第86条** 第54条に基づく所管権限者の任務遂行に対してしかるべき便宜を供しなかった者は、1ヶ月以下の懲役、または1万バーツ以下の罰金に処する。

**第87条** 第71条または第72条の違反者に裁判所が有罪判決を下し、許可書取得を免除されている場合で、その者に再犯のおそれがあれば、裁判所は判決において、刑期終了後5年以内の期間にわたり有害物質に係る事業を禁止することができる。

**第87/1条<sup>(3)</sup>** 本法の違反によって判決を受けた者が再び同じ違反を犯した場合、裁判所はその違反に規定された刑罰の2分の1の追加刑罰を科することができる。

**第87/2条<sup>(3)</sup>** 本法に対する違反者が法人、その役員、管理職又は専門技術者である場合、専門職又は違反行為に責任のある者はその違反について規定された刑罰に処せられる。ただし、その違反が彼に無断で又は承諾なしに行われた場合はこの限りではない。

**第88条** 本法に基づかず製造、輸入、輸出、所有された有害物質、裁判所が没収の判決を下した当該有害物質の容器、器具、関係する設備や物品は、廃棄またはしかるべき処理のため当該有害物質の監督責任機関に提出されなければならない。

廃棄の場合、裁判所は持ち主に発生する費用を国に支払うよう判決で命じる。

**第89条<sup>(4)</sup>** 懲役1年以下又は罰金刑のみの本法の違反に関しては、委員会が決定権限を有する。罰金の金額が違反者に知らされた日から30日以内に罰金を支払う場合は、この訴訟は刑事訴訟法に基づいて解決されたとみなされる。

委員会が妥当であると判断した場合、当該訴訟を解決する権限を小委員会又は所管権限者に委任することができる。解決は、委員会によって規定された規則と手続きに従わなければならない。

本法の違反行為の関連物品が押収、差し押えされた場合、第1項又は第2項の訴訟を解決する権限を有する者は、以下の条件に従って訴訟を解決することができる；

- (1) 押収、差し押えされた物品の改善が可能で、違反者が自主的に改善できる場合、
- (2) 押収、差し押えされた物品の改善が不可能で、違反者がその物品を有害物質の監督責任機関へ委ねる場合。

当該訴訟を解決することを承諾した者がその物品を改善した場合は、所管権限者は差し押えを解除



することとする。

有害物質の監督責任機関に委ねられた全ての物品は、責任大臣によって規定された規則に従って処理されるものとする。

## 付 則

**第90条** 毒物法に基づき申請された許可申請が審査中のものは、本法に基づく申請と見なす。許可申請内容が本法に基づく許可申請と異なる内容である場合は、許可権限者は必要に応じて本法に従うよう改訂増補を命じる権限を有する。

**第91条** 本法が施行される前に毒物法に基づき発行された許可書及び登録書は期限切れまで継続して使用することができる。

**第92条** 本法が施行になった日から6ヶ月以内に、毒物法に基づき一般毒物及び劇性毒物として告示されていた一連の物質または物品を審査し直し、本法に基づく**タイプ1**(第1種)、**タイプ2**(第2種)、**タイプ3**(第3種)、**タイプ4**(第4種)有害物質として告示する。

第1項に基づく執行がまだ完了しない間は、毒物法の内容規定を適用することができる。ただし毒物委員会に係る規定は本法の有害物質委員会に係る規定を適用する。また毒物法と相反、矛盾しない限り、本法に基づく事項はただちに効力を発する。

**第93条** 毒物法に基づき制定された省令及び布告はこの法令に相反、矛盾しない限り、継続して適用する。

### 手数料<sup>(4)</sup>

- |                  |                      |           |
|------------------|----------------------|-----------|
| (1)有害物質登録証明書     | 1部                   | 5,000バーツ  |
| (2)有害物質製造許可書     | 1部                   | 20,000バーツ |
| (3)有害物質輸入許可書     | 1部                   | 20,000バーツ |
| (4)有害物質輸出許可書     | 1部                   | 20,000バーツ |
| (5)有害物質所有許可書     | 1部                   | 20,000バーツ |
| (6)有害物質見本製造許可書   | 1部                   | 2,000バーツ  |
| (7)有害物質見本輸入許可書   | 1部                   | 2,000バーツ  |
| (8)有害物質登録書代用書    | 1部                   | 1,000バーツ  |
| (9)許可書代用書        | 1部                   | 1,000バーツ  |
| (10)有害物質登録証明書の更新 | 更新の度に有害物質登録証明書と同じ手数料 |           |
| (11)許可書の更新       | 更新の度に各種許可書と同じ手数料     |           |

署名: **Anand Panyarachun** 首相

## ■仏暦二五三五年危険物質管理法に基づく省令

( 仏暦二五三七年 [ 西暦一九九四年 ] )

(英文) [http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hminreg1.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hminreg1.pdf)

仏暦二五三五年危険物質管理法の第五条第二段落、第二三条第二段落、第二七条第二段落に基づく権限により工業大臣は以下の省令を制定する。

### 第一章

#### 申請

##### 第一項

第三種危険物質の製造、輸入、輸出、所有の許可を望む者は、この省令の末尾にある申請書式に示された書類二部ずつと共に申請する。

第一段落に基づく申請は、その危険物質の監督責任機関に、あるいは責任大臣が官報で告示したその他の機関に対して行なう。

申請を構成するいずれかの報告で、すでに係官に対し過去に危険物質の製造、輸入、輸出、所有の許可申請で提出したものと同一報告であれば、申請人はその報告を提出しなくてもよい。ただし係官の別様の命令がある場合を除く。

##### 第二項

省令末尾にある書式は以下の許可申請に使用する。

- (一) 危険物質製造許可申請はウォーオー 1 書式を使用する。
- (二) 危険物質輸入許可申請はウォーオー 3 書式を使用する。
- (三) 危険物質輸出許可申請はウォーオー 5 書式を使用する。
- (四) 危険物質所有許可申請はウォーオー 7 書式を使用する。
- (五) 許可書の延長申請はウォーオー 9 書式を使用する。

### 第二章

#### 申請審査原則

##### 第三項

係官は書類及び証拠と共に申請を受理した時に、以下の段階と期間に従って許可書発行を審査する。

- (一) 危険物質製造許可申請の場合。
  - (ア) 申請を受理した時、製造所、保管所、機械の設置場所が書類と一致しているか検査し、三〇日以内に検査報告を出す。
    - (イ) (ア) に基づく執行後、二〇日以内に審査を終える。
    - (ウ) 申請人に対し一〇日以内に審査結果を通知する。不許可の場合は申請者にその事由と共に通知する。
  - (二) 危険物質の輸入、輸出、所有許可の場合。
    - (ア) 申請を受理した時、保管所の設置場所が書類と一致しているか検査し、一〇日以内に検査報告を出す。
      - (イ) (ア) に基づく執行後、一〇日以内に審査を終える。

(ウ)申請人に対し一〇日以内に審査結果を通知する。不許可の場合は申請者にその事由と共に通知する。  
(一)及び(二)に基づく期間は、申請人が審査のための書類と証拠全てと共に許可申請した日から数える。ただし許可申請を審査する機関が申請人に対し改訂増補を命じた期間、または法律、規約が規定したその他の機関から承諾、許可、承認を得なければならない期間は数えない。

#### 第四項

都市計画法に基づく工業区、工業団地法に基づく工業団地、または工場法に基づく工業事業区のある県においては、五〇馬力以上の機械を有する、または五〇人以上の労働者を擁する、あるいは製造において危険物質を一日当たり五〇〇キログラム以上使用する危険物質製造所は当該区域に立地しなければならない。ただしそうした区域が十分にない、または危険物質製造に供するには不適當な状況にある、あるいは県に当該工業区域がまだない場合は、当該区域以外での危険物質製造所の立地を検討することができる。このとき、営業形態、危険物質の性質も考慮する。

#### 第五項

危険物質製造所は、危険物質の輸送に適し、安全で、河川、運河、公共水源、天然資源、環境に騒音、汚染、影響を与えない場所に立地しなければならない。以下の場所に立地してはならない。

- (一)王室関連区域から五〇〇メートル以内。
- (二)居住用分譲住宅・分譲地、居住用ショップハウス・タウンハウス、居住用コンドミニアム区域内。
- (三)商業センター区域内。
- (四)学校または教育施設、寺院または宗教施設、病院、史跡、政府機関の公務地のような公共区域から一〇〇メートル以内。

#### 第六項

危険物質製造所は、災害発生を防止するため、事業の規模、形態、危険物質の性質を考慮して、建物の周囲に空きスペースを設けなければならない。

#### 第七項

工場法に基づく工場である危険物質製造棟は以下の形態も有していなければならない。

- (一)二階以上の建物は、建物外部に恒久的で堅牢な非常階段がどの階にも一か所以上なければならない。
- (二)建物の床は堅牢で、水が滞留せず、滑らず、事故が起きにくく、危険物質を吸収する性質のものであってはならない。液体の危険物質を製造する場合、漏洩しないように危険物質を運び、貯蔵するために相応しい規模の排液路及び貯液槽を設けなければならない。
- (三)建設資材は事業の規模、危険物質の性質に適當なものでなければならず、火災時に急速な延焼が生じるものであってはならない。

#### 第八項

工場法に基づく工場ではない危険物質製造棟は以下の形態を有していなければならない。

- (一)建物はその危険物質に係る事業にとって相応しい堅牢さと十分なスペースがなければならない。
- (二)部屋間をつなぐものを除き、ドア、窓、通気口の面積が合計で部屋面積の一〇分の一以上あるが、労働者一人・一分間あたり〇・五立方メートル以上の排気がなければならない。
- (三)堅牢で、建物及び事業に相応しい形態、規模、量の階段がなければならない。階段のステップは滑らず、全体にわたって同じ幅でなければならず、一・五メートル以上の高さのある階段には手摺がなければならない。当該建物が二階以上ある場合は、建物外部に恒久的で堅牢な非常階段がどの階にも一か所以上なければならない。

(四) 建物の床は堅牢で、水が滞留せず、滑らず、事故が起きにくく、危険物質を吸収する性質のものであってはならない。液体の危険物質を製造する場合、漏洩しないように危険物質を運び、貯蔵するために相応しい規模の排液路及び貯液槽を設けなければならない。

(五) 建設資材は事業の規模、危険物質の性質に適当なものでなければならず、火災時に急速な延焼が生じるものであってはならない。

(六) 適当、安全でバランスの取れた危険物質保管所がなければならない。

#### 第九項

危険物質保管所は、危険物質の輸送に適し、安全で、河川、運河、公共水源、天然資源、環境に騒音、汚染、影響を与えない場所に立地しなければならない。このとき危険物質の量、性質、様態に加え、その危険物質の容器の安全性も考慮する。

#### 第一〇項

危険物質保管所の建物は第七項、第八項に基づく危険物質製造所と同様の形態を有することに加え、以下の形態も有していなければならない。

(一) 人、動物、植物、財、環境に騒音、危険、被害を与えない。

(二) 危険物質の性質に基づいた、許可申請した種類及び量に相応しい規模と形態を有し、危険物質の搬出入、移動に便宜を供するよう十分なスペースのある危険物質保管地がなければならない。

(三) 幅及び長さの一辺が三〇メートル以上ある建物は、火災の延焼を防ぐため、耐火材により作られた仕切り壁が少なくとも三〇メートルごとになければならない。

(三)の内容は、請負使用、消費者への直接販売のための完成品としての危険物質小売り、または個人使用のための危険物質の所有には適用しない。

#### 第一一項

野外空き地での危険物質保管は、危険物質の性質及び事業規模に相応しい、危険物質漏洩防止策がなければならない。事故が発生した場合に危険物質が外部に漏洩しないよう制御可能でなければならない。

#### 第一二項

液体危険物質の容器で三万リットル以上貯蔵できるものは、堅牢で、責任大臣が官報で布告規定したエンジニア、またはその他の人物が保証した、容認できる基準に従わなければならない。

第一段落に基づく容器が土地に設置されている場合、あるいは当該危険物質貯蔵容器が二つ以上、一群として土地に設置されており、合わせて五万リットル以上の容量がある場合、当該容器の持ち主は、事故が発生した場合に危険物質の漏洩を防ぐため、責任大臣が官報で布告規定した原則、方法に基づき、危険物質全量を貯蔵できる大きさのコンクリート槽を建設しなければならない。

#### 第一三項

圧力容器(プレッシャー・ヴェッセル)として気体危険物質を貯蔵する容器は、責任大臣が官報で布告規定したエンジニア、またはその他の人物が保証した、容認できる基準に従わなければならない。安全装置及び必要構成部品がなければならない。

#### 第一四項

危険物質の輸入、輸出、通過、あるいは危険物質へのその他の行為は国際条約及び国際協定が考慮されなければならない。

### 第三章

#### 許可

#### 第一五項

許可書には以下のように省令末尾書式を使用する。

- (一) 危険物質製造許可書はウオーオー２書式を使用する。
- (二) 危険物質輸入許可書はウオーオー４書式を使用する。
- (三) 危険物質輸出許可書はウオーオー６書式を使用する。
- (四) 危険物質所有許可書はウオーオー８書式を使用する。

#### 第一六項

危険物質製造、輸入、輸出、所有許可書は、製品ごと、または仏暦（西暦一九九二年）危険物質管理法第一八条第二段落に基づき制定された危険物質リストの件についての工業省布告に基づく危険物質の名称ごとに発行される。

危険物質製造、輸入、輸出許可書の取得者は、危険物質所有許可書の取得義務を免除する。

#### 第一七項

しかるべき事由がある場合、危険物質の管理に資するため、あるいは人、動物、植物、財、環境への被害発生防止のため、係官は許可または条件規定に当たって自己裁定することもできる。

### 第四章

#### 許可取得者の義務

#### 第一八項

危険物質製造、輸入、輸出、所有許可書取得者は以下を準備しなければならない。

- (一) 危険物質と接触した時に初期洗浄するための危険物質の性質、事業規模に相応しい緊急水浴び場、緊急目洗い場。
  - (二) 必要性和業務に適応した個人用危険防止具と、危険防止具がいつでも十全に使用できるようなメンテナンス基準。
  - (三) 初期医療具と、危険物質の種類と事業規模に相応しい初期医療方法についてのアドバイス。
  - (四) 起こり得る事故の防止、制御、鎮静、軽減のための、必要性及び危険物質の種類、事業規模に基づく道具、資材及び様々な設備と、資材機具及び設備がいつでも十全に使用できるようなメンテナンス基準。
- 危険物質製造許可書取得者は第一段落に基づく実施のほか、必要及び適当な作業服更衣室と、身体及び労働者のための資材、設備の洗浄を準備しなければならない。

#### 第一九項

危険物質製造、輸入、輸出、所有許可書取得者は、危険物質の運搬にあたって以下を準備しなければならない。

- (一) 危険物質運搬に相応しい安全な輸送機器。

危険物質を他の物資と共に積載しなければならない場合は、危険物質を分離しなければならない、容器が亀裂、損壊した際の危険物質の漏洩を防止するための梱包材を準備する。

危険物質貯蔵容器が輸送機器に固定されている場合、もしその輸送機器が陸運法に基づく自動車であれば、陸運局による検査を受けなければならない。もし内国水運法に基づく船舶であれば港湾局の検査を受けなければならない。

- (二) 運搬に当たっての危険物質の性質を示す印または記号。輸送機器の両側に掲示し、明瞭に赤字で「危険物質（ワトゥアンタラーイ）」の文字が含まれていなければならない。

- (三) 輸送機器運転者に適応した個人用の危険防止具及び危険物質の漏洩により生じる事故の防止設備。

(四)一〇〇〇キログラムまたは一〇〇〇リットルを超える危険物質を運搬する場合、輸送中に捜査官または係官に提示するための、輸送に当たっての危険物質の安全性データを示す書類。

(五)危険物質による危険を防止、鎮静する研修を経た、輸送に当たっての危険物質に係る知識を有する輸送機器運転者。

(六)騒音を引き起こさず、公衆の往来を妨害しないための十分な広さをもった輸送機器の駐機スペース。このとき、事業規模、貯蔵容器の形態、運搬する量及び危険物質を考慮する。輸送機器の駐機スペースで危険物質の積み替え、分載がある場合は、適当な積み替え用設備、漏洩による危険防止システム、火災防止システムがなければならない。

第一段落の内容規定は、消費者への直接販売のための完成品である危険物質運搬には適用しない。

たは廃水処理システムを建設する。このとき希薄的方法を使用してはならない。

(二)排気含有物の量に係る工業省布告の規定を超えない含有物量に排気を抑制するための排気処理システムを用意する。このとき希薄的方法を使用してはならない。

(三)危険物質容器、危険物質の残骸の破壊は、危険物質に適応した方法を採用しなければならず、人、動物、植物、財、環境に危険を及ぼす場所での破壊を禁じる。

#### 第二一項

人、動物、植物、財、環境への危険防止から、危険物質製造または輸入許可書取得者は、危険物質から生じる危険に係る学習、試験、データを用意する。

しかるべき事由がある時、係官はケースに応じて危険物質製造または輸入許可書取得者に対し第一段落に基づく補足遂行を命じる権限を有する。

### 第五章

#### 許可書の改定と延長

##### 第二二項

危険物質の製造、輸入、輸出許可書取得者で、危険物質の商業上の名称、製造国、製造または保管の専門家、責任者を変更しなければならない者は、元の許可書及び関連書類と共に、その危険物質の監督機関に変更申請書を提出する。

係官は審査の上、第一段落に基づき変更すべきと判断した場合、手数料なしに許可書に変更を記載する、または変更許可書を発行する、あるいは新規に許可書を発行する。

##### 第二三項

危険物質の所有許可書取得者で、保管の専門家、責任者、所有する危険物質の名称、危険物質所有量または保管面積を変更しなければならない者は、元の許可書及び関連書類と共に、その危険物質の監督機関に変更申請書を提出する。

係官は審査の上、第一段落に基づき変更すべきと判断した場合、手数料なしに許可書に変更を記載する、または変更許可書を発行する、あるいは新規に許可書を発行する。

##### 第二四項

許可書期限延長の審査においては、許可書発行審査の原則を準用する。

許可書期限延長の許可は許可書の末尾に記載するか、あるいは新規に許可書を発行してもよい。

#### 付則

##### 第二五項

この省令が施行される前に危険物質に係る営業許可書を取得した者で、この省令の第四項、第五項、第六

項、第九項、または仏暦二五三五年（西暦一九九二年）危険物質管理法の第二〇条に基づく布告に規定された原則に従っていない製造所、保管所を有する者は、この省令が施行された日から五年以内に危険物質製造所または保管所をこの省令で規定された原則に従うよう改修する。

（制定は西暦一九九四年一〇月二七日、官報告示は同年一一月一六日）

\* 省令末尾の危険物質製造許可申請書（ウォーオー１）、危険物質製造許可書（ウォーオー２）、危険物質輸入許可申請書（ウォーオー３）、危険物質輸入許可書（ウォーオー４）、危険物質輸出許可申請書（ウォーオー５）、危険物質輸出許可書（ウォーオー６）、危険物質所有許可申請書（ウォーオー７）、危険物質所有許可書（ウォーオー８）、許可書延長申請書（ウォーオー９）の書式は省略。 ⇒ **書式は以下の HP の英訳をご参照ください。**

（英文） [http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hminreg1.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hminreg1.pdf)

## ■仏暦二五三五年危険物質管理法に基づく省令第二号

（仏暦二五三七年〔西暦一九九四年〕）

（英文） [http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hminreg2.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hminreg2.pdf)

仏暦二五三五年危険物質管理法の第五条第二段落、第四二条第一段落に基づく権限下に、工業大臣は以下の省令を制定する。

### 第一項

第二種危険物質の商業目的の製造者、輸入者、輸出者、保管者は、商業目的の製造、輸入、輸出、保管を申告した日に年間手数料を納付し、以後その日から一年が経過した日を超えない期限内に毎年、年間手数料を納付しなければならない。

第三種危険物質の商業目的の製造者、輸入者、輸出者、保管者は、商業目的の製造、輸入、輸出、保管許可書を取得した日に年間手数料を納付し、以後その日から一年が経過した日を超えない期限内に毎年、年間手数料を納付しなければならない。

第一段落に基づく申告がなかった、あるいは第二段落に基づく許可書取得がなかった場合、証明できる事実に基づき、事業を開始した日を年間手数料徴収における基準とする。

### 第二項

年間手数料納付にこの省令末尾のウォーオー一〇書式を使用する。

### 第三項

第二種または第三種危険物質の商業目的の製造者、輸入者、輸出者、保管者はその危険物質の監督機関に年間手数料を納付する。

複数の監督機関に分かれる複数の危険物質の商業目的の保管者は、工業省工場局に年間手数料を納付する。

第一段落、第二段落に基づく監督機関は、責任大臣が官報で布告規定した他の機関に、年間手数料徴収を代行させることもできる。

### 第四項

年間手数料を以下のように規定する。

(一) 第二種・第三種危険物質の製造量が年間五〇〇キログラムまたは五〇〇リットル以上、一〇トン未満の危険物質製造者。二五〇〇パーツ。

(二) 第二種・第三種危険物質の製造量が年間一〇トン以上の危険物質製造者。五〇〇〇パーツ。

(三) 第二種・第三種危険物質の輸入量が年間五〇〇キログラムまたは五〇〇リットル以上、一〇トン未満の危険物質輸入者。二五〇〇パーツ。

(四) 第二種・第三種危険物質の輸入量が年間一〇トン以上の危険物質輸入者。五〇〇〇パーツ。

(五) 第二種・第三種危険物質の輸出量が年間五〇〇キログラムまたは五〇〇リットル以上、一〇トン未満の危険物質輸出者。二五〇〇パーツ。

(六) 第二種・第三種危険物質の輸出量が年間一〇トン以上の危険物質輸出者。五〇〇〇パーツ。

(七) 第二種・第三種危険物質の保管量が年間一トン以上、一〇トン未満、あるいは保管面積が五〇平米以上五〇〇平米未満の危険物質保管者。二五〇〇パーツ。

(八) 第二種・第三種危険物質の保管量が年間一〇トン以上、一〇〇トン未満、あるいは保管面積が五〇〇平米以上一〇〇〇平米未満の危険物質保管者。五〇〇〇パーツ。

(九) 第二種・第三種危険物質の保管量が年間一〇〇トン以上、あるいは保管面積が一〇〇〇平米以上の危険物質保管者。一万パーツ。

#### 第五項

複数の種類の年間手数料を納付しなければならない危険物質製造者、輸入者、輸出者は、そのうち最も高い年間手数料を納付すればよい。

#### 第六項

小売り目的の危険物質保管者は年間手数料を免除する。

#### 第七項

危険物質販売者は年間手数料を免除する。

#### 第八項

この省令の施行日に毒物法に基づき許可を取得している第二種・第三種危険物質の商業目的の製造者、輸入者、輸出者、保管者は、毒物法に基づく許可書の期限が切れるまでは年間手数料を免除する。

制定は仏暦二五三七年（西暦一九九四年）一〇月二七日、官報告示は同年十一月一六日

省令末尾の仏暦二五三五年（西暦一九九二年）危険物質管理法に基づく年間手数料納付書（ウォーオー 10）の書式は省略。 ⇒ **書式は以下の HP の英訳をご参照ください。**

（英文） [http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hminreg2.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hminreg2.pdf)

## ■仏暦二五三五年危険物質管理法に基づく省令第三号

（ 仏暦二五三七年 [ 西暦一九九四年 ] ）

（ 英文 ） [http://www.jetro.go.jp/thailand/e\\_activity/pdf/hminreg3.pdf](http://www.jetro.go.jp/thailand/e_activity/pdf/hminreg3.pdf)



仏曆二五三五年危険物質管理法の第五条第二段落に基づく権限下に、工業大臣は以下の省令を制定する。  
手数料を以下のように規定する。

- (一) 危険物質登録書。一部二〇〇〇パーツ。
- (二) 危険物質製造許可書。一部五〇〇パーツ。
- (三) 危険物質輸入許可書。一部五〇〇パーツ。
- (四) 危険物質輸出許可書。一部五〇〇パーツ。
- (五) 危険物質所有許可書。一部五〇〇パーツ。
- (六) 危険物質サンプル輸入許可書。一部二〇〇パーツ。
- (七) 危険物質登録書代用書。一部一〇〇〇パーツ。
- (八) 許可書代用書。一部二〇〇パーツ。
- (九) 許可書延長。各許可書の発行手数料と同額。

制定は仏曆二五三七年（西曆一九九四年）一〇月二七日、官報告示は同年一一月一六日

## ■危険物質リストについての工業省布告（仏曆二五三八年〔西曆一九九五年〕）

仏曆二五三五年危険物質管理法の第五条第二段落、第七条（一）、第一八条第二段落に基づく権限下に、工業大臣は危険物質監督委員会の意見により以下の布告を制定する。

### 第一項

この布告の末尾リストに危険物質の名称、または他の名称を有するが化学構造上同一である危険物質の名称、及び危険物質としての性質を有する物質の名称を示す。このとき濃度または条件を特に示したものを除き、濃度の程度や使用目的を問わない。

### 第二項

第一項に基づく危険物質をこの布告の末尾リストにあるように第一種、第二種、第三種、第四種危険物質に分類する。

### 第三項

この布告の末尾リストに基づく機関を仏曆二五三五年危険物質管理法に基づく監督機関とする。

### 第四項

すでに事業を行っている製造者、輸入者、輸出者、所有者は、この布告の施行日から三〇日以内に監督機関の係官に対し、第二種危険物質であれば申告を、第三種危険物質であれば許可申請を行う。登録しなければならない危険物質であれば当該期限内に登録する。

官報告示日の翌日からこの布告を施行する。

制定は仏曆二五三八年（西曆一九九五年）二月一七日、官報告示は同年五月一日

\* 末尾の危険物質リストは省略

## ■工業上の危険物質登録についての工業省布告

## ( 仏曆二五三八年 [ 西曆一九九五年 ] )

仏曆二五三五年危険物質管理法の第五条第三段落、第七条(二)、第二〇条(一)及び(四)、第三六条第三段落、第三七条第二段落、第四四条に基づく権限下に、工業大臣は危険物質監督委員会の意見により以下の布告を制定する。

### 第一項

この布告における危険物質とは、仏曆二五三五年危険物質管理法の第一八条第二段落に基づき制定された工業省布告により工場局が監督機関であるところの危険物質を意味する。

### 第二項

第二種・第三種危険物質の製造または輸入を意図する者は、この布告の末尾にあるウォーオー / オーコー書式に基づき、当該書式に示された証拠二式と共に登録申請する。

### 第三項

第二種・第三種危険物質の登録申請は工業省工場局危険物質・化学品管理課の係官に対して行う。

### 第四項

危険物質登録申請において、申請人は以下の書類及び証拠を提出する。

- (一) 末尾にあるウォーオー / コーオー書式に基づく安全データ。
  - (二) 危険物質の明細。
  - (三) 危険物質容器の形態を示す書類または写真。
  - (四) もしあれば危険物質の梱包箱または束縛を示す書類または写真。
  - (五) その危険物質の明細に基づく分析のための危険物質のサンプル、または工場局が規定した分析機関による分析結果、あるいはその危険物質の明細を裏付ける書類。
- (三) 及び (四) に基づく書類提出は書類または写真に代るサンプル提出でもよい。サンプル、分析結果または (五) に基づく書類の提出にあたっては係官の規定に従う。

### 第五項

係官は第四項に基づく書類及び証拠を審査し、登録が適当と判断した時、この布告の末尾にあるウォーオー / オーコー 2 書式に基づき危険物質登録書を交付する。

### 第六項

危険物質登録申請の審査において、係官は登録申請人に対し第四項に基づくデータ以外に、その危険物質に係るデータを提出させる、または追加試験させることができる。

### 第七項

登録申請する危険物質のサンプルの製造または輸入が必要な場合、あるいは登録申請する危険物質において使用するため他の危険物質を輸入しなければならない、その危険物質には製造または輸入にあたって許可申請しなければならないことを規定する法律がある場合、登録申請人は仏曆二五三五年危険物質管理法に基づく省令( 仏曆二五三七年 ) において規定された形式に基づき、係官に対し危険物質のサンプル製造または輸入の許可を申請する。

第一段落に基づく申請の許可において、係官は当該法律に基づく担当官に許可を通知する。ここにおいて係官は場合によって審査のために当該法律に基づく担当官から意見を聴取することもできる。

第一段落に基づく申請によって許可を取得した者は、その者に対して業務を提供する者に到るまで、その

危険物質の所有許可申請を免除する。

#### 第八項

二種類以上の主成分を持つ危険物質の登録申請で、登録申請人は、一種類の主成分を持つ危険物質の登録申請と同様に行なうが、第四項(一)に基づく書類と証拠を主成分ごとに提出しなければならない。

#### 第九項

すでに登録された、または何らかの法律に基づき製造・輸入が許可されている危険物質の登録申請である場合、係官はこの布告に基づく遂行の免除を検討することもできる。

#### 第一〇項

危険物質登録書の取得者が登録書の内容変更を望む場合、係官に申請する。この場合、係官は申請人にしかなるべき試験、またはその他の遂行を求めることができ、その変更が適当と判断すれば登録書を変更し、申請人に通知する。

仏暦二五三八年(西暦一九九五年)二月一七布告。

\* 末尾の危険物質登録申請書(ウォーオー / オーコー 1)、危険物質登録書(ウォーオー / オーコー 2)、安全データ申告書(ウォーオー / オーコー 3)は省略。

## ■仏暦二五三五年危険物質管理法に基づく係官任命 についての工業省命令六六 / 二五三八号

仏暦二五三五年危険物質管理法第五条第三段落に基づく権限下に、工業大臣は以下の命令を発する。

一、以下の地位に基づく公務員を仏暦二五三五年危険物質管理法に基づく執行権限を有する係官に任命する。 [ 訳注： 有害物質法においては、ここの係官を「所管権限者」と訳した ]

一・一、工業省事務次官。

一・二、工業省副事務次官。

一・三、工場局長。

一・四、工場局副局長。

一・五、工場局工場監督課長。

一・六、工場局工場検査課長。

一・七、工場局工場環境課長。

一・八、工場局工場環境開発事務所長。

一・九、工場局工場安全課長。

一・一〇、工場局危険物質管理課長。

一・一一、工場局の第七級工場検査工学官及び第七級科学官。

二、以下の地位に基づく公務員を仏暦二五三五年危険物質管理法第五三条、第五四条(一)(二)(三)に基づく執行権限を有する係官に任命する。

二・一、工場局工場検査工学官。

二・二、工場局科学官。

二・三、工場局法律専門官。

二・四、工場局工場検査担当官。

三、以下の地位に基づく公務員を、公務上職務権限を有する地域に限定して、仏暦二五三五年危険物質管理法第五二条第一段落、第五三条、第五四条に基づく執行権限を有する係官に任命する。

三・一、工業省次官室県工業官。

三・二、工業省次官室県工業副官。

四、以下の地位に基づく公務員を、公務上職務権限を有する地域に限定して、仏暦二五三五年危険物質管理法第五三条、第五四条（一）（二）（三）に基づく執行権限を有する係官に任命する。

四・一、県工業事務所工学専門官。

四・二、県工業事務所工業担当官。

仏暦二五三八年（西暦一九九五年）二月一七日布告（官報記載は西暦一九九五年五月一日）

### ■「第三章 民事上の義務と責任」に基づく危険物質についての工業省布告 （仏暦二五三五年）

仏暦二五三五年危険物質管理法第五条第二段落及び第五八条に基づく権限下に、工業大臣はこの布告末尾に基づく危険物質を仏暦二五三五年危険物質管理法第三章・民事上の義務と責任に基づく危険物質とする布告を制定する。

仏暦二五三八年（西暦一九九五年）二月一七日布告（官報記載は西暦一九九五年五月一日）

### ■「第三章 民事上の義務と責任」に基づく危険物質リスト（仏暦二五三八年）

一、製造者の完成製品である、あるいは輸入時に以下の形態にある危険物質。

爆発物

爆発物と共に使用する導火線及び火薬

二、製造者によって、あるいは輸入時に、以下の形態をもって容器に充填された危険物質。

臭化メチル＋クロロピクリン

アセチレン

アクリル酸

アクリロニトリル

アンモニア（非含水）

塩素

ダイメチル・エーテル

ダイフェニル・メタン 4、4ダイイソシアネート

エタン

エチレン

エチレン・オキサイド

水素 ( 圧縮ガス )

塩化水素 ( 非含水 )

塩化水素 ( 冷却液体 )

弗化水素 ( 非含水 )

メタン

メチル・アクリレート

臭化メチル

メチル・メタクリレート

窒素 ( 液化物 )

酸素 ( 液化物 )

二酸化硫黄

三酸化硫黄

硫酸、フューミング ( オレアム )

トルエン 2、4 ダイイソシネート

トルエン 2、6 ダイイソシネート

ビニール・アセテート・モノマー

ビニール・モノマイド・モノマー

ビニール・クロライド・モノマー

以下のいずれかの、または大部分が混合された液体炭化水素ガス。プロパン、プロピレン、ノーマル・ブタン、ハイソ・ブタン、ブチレン

三、製造者によって、または輸入時に容器に充填された以下の危険物質、あるいは損害をもたらすような不適当な形態の容器を持つ、以下の製造者による完成製品、または輸入時に完成製品である危険物質。

アセトン

n ブチル・アセテート

s e c ブチル・アセテート

二酸化炭素

エチル・アセテート

エチル・アクリレート

エチレン・グリコール・モノブチル・エーテル ( ブチル・セロソルブ )

エチレン・グリコール・モノエチル・エーテル ( セロソルブ )

エチレン・グリコール・モノメチル・エーテル ( メチル・セロソルブ )

エチレン・グリコール・モノエチル・エーテル・アセテート ( セロソルブ )

2 エチルヘキシル・アクリレート

塩酸 w / w - 五% 以上

弗酸 w / w - 五% 以上

メタノール ( メチル・アルコール )

メチル・アセテート

メチル・エチル・ケトン

メチル・イソブチル・ケトン

硝酸w/w-五%以上=レッドフューミング

硝酸w/w-五%以上(レッドフューミング以外)

orthoリン酸w/w二五%以上

水酸化ナトリウム

スチレン・モノマー

硫酸w/w-〇%以上

トルエン

oキシレン

pキシレン

原油

普通ベンジン

特別ベンジン

灯油

ジェット航空機燃料j t 1

ジェット航空機燃料j t 4

ジェット航空機燃料オクタン100/300

四、危険または損害を生じさせるような不適当なラベルまたはマークのある容器または箱に収容された以下の危険物質。

危険物質リストについての工業省布告に記載された全ての危険物質。

## ■工場局が監督権現を有する第四種危険物質に係る執行についての 工業省布告（仏暦二五三八年〔西暦一九九五年〕）

仏暦二五三五年危険物質管理法第五条第三段落及び第四三条に基づく権限下に、工業大臣は以下の布告を制定する。

### 第一項

この布告に基づく危険物質とは、工場局が仏暦二五三五年危険物質管理法第一八条第二段落の規定に基づき制定された工業省布告に基づく監督者になっている第四種危険物質のことであり、以下のものである。

- (一) アスベスト（ブルーアスベスト、クロシドライト）
- (二) シアノゲン（エタン・デニトリル、オクサロデニトリル）
- (三) エチリダイン・イソシアネート
- (四) メチル・イソシアネート
- (五) ニッケル・テトラカーボニル
- (六) チオニール・クロライド（サルフロス・オキシクロライド）

### 第二項

以下の地位にある者を係官とし、第四三条の規定に基づく執行権限者とする。

- 二・一、工業省事務次官
- 二・二、工業省副事務次官
- 二・三、工場局長
- 二・四、工場局副局長
- 二・五、工場局工場監督課長
- 二・六、工場局工場検査課長
- 二・七、工場局工場環境課長
- 二・八、工場局工場環境開発事務所長
- 二・九、工場局工場安全課長
- 二・一〇、工場局危険物質管理課長
- 二・一一、工場局の第七級工場検査工学官及び第七級科学官

仏暦二五三八年二月一七日布告（官報記載は同年五月一日）

## ■工場局が監督責任を有する仏暦二五三五年危険物質管理法 に基づく執行免除についての工業省布告（仏暦二五三八年）

仏暦二五三五年危険物質管理法の第五条第三段落、第七条（二）、第二〇条（五）、第三六条第二段落、第四四条に基づく権限により、工業大臣は危険物質監督委員会の意見をもとに以下の布告を制定する。

### 第一項

この布告に基づく危険物質とは、仏暦二五三五年危険物質法第一八条第二段落に基づき制定された工業省布告によって工場局が監督責任者となっている危険物質を意味する。

### 第二項

ある事項またはある部分について規定する法律のある第一項に基づく危険物質は、この法令に基づく執行をその事項またはその部分について免除する。

### 第三項

小売り目的者の所有する危険物質は、容器の形態に変更がなければ、仏暦二五三五年危険物質管理法の第二二条第一段落、第二段落、第二三条第一段落に基づく遂行を免除する。

### 第四項

個人使用する、自身の事業だけで使用するために所有する危険物質は、仏暦二五三五年危険物質管理法の第二二条第一段落、第二段落、第二三条第一段落に基づく遂行を免除する。

### 第五項

以下の機関が所有する危険物質は、仏暦二五三五年危険物質管理法の第二二条第一段落、第二段落、第二三条第一段落、第三六条第二段落に基づく遂行を免除する。

ア、省、庁、局、地方行政体、国営企業、政府機関。

イ、タイ国赤十字社。

ウ、国連活動保護法に基づく国際機関または国内の国連機関。

以上、官報告示日の翌日より施行する。

仏暦二五三八年〔西暦一九九五年〕二月一七日（官報記載は同年五月一日）

## ■工場局が監督責任を有する第二種危険物質に係る申告 についての工場局布告

仏暦二五三五年危険物質管理法第二二条で、係官へ事前通知した場合を除く第二種危険物質の製造、輸入、輸出、所有の禁止を規定している。

工場局は、仏暦二五三五年危険物質管理法第一八条第二段落に基づき制定された工業省布告により第二種危険物質の監督責任機関としての立場から、以下を告示する。

### 第一項

第二種危険物質の製造、輸入、輸出、所有を希望する者はこの告示末尾にあるウォーオー / オーコー 4 書式をもって係官に申告する。

### 第二項

第一項に基づく申告は工場局または工業省が規定したその他の場所に行なう。申告は書留郵便でもかまわない。

### 第三項

係官は申告を受理した時、この布告末尾にあるウォーオー / オーコー 5 書式をもって申告受理書を発行する。

### 第四項

毒物法に基づき毒物に係る許可書を取得した者は、その許可書の期限が切れる前であれば、この布告に基づく申告を免除する。

### 第五項

毒物法に基づき毒物登録書の取得者は、危険物質の登録をした場合、係官は申告受理書の登録番号を変更する、またはその者が申請すれば新たに申告受理書を発行する。

仏暦二五三八年〔西暦一九九五年〕五月三日

( 末尾のウォーオー / オーコー 4 書式、ウォーオー / オーコー 5 書式は省略 )